

IOSCO は、サステナビリティ報告の世界的な一貫性、比較可能性及び信頼性を向上させるため、投資家に焦点を当てたサステナビリティ基準のグローバルなベースラインに向けた IFRS 財団の作業に対するビジョンと期待を詳しく説明。

証券監督者国際機構（IOSCO）の代表理事会は、本日、企業のサステナビリティ開示に関する報告書を発表した。IOSCO のサステナブル・ファイナンス・タスクフォース（STF）によって作成された本報告書は、投資家のためにサステナビリティ報告の一貫性、比較可能性及び信頼性を向上させることが急務であることを示している。STF の設立後 1 年以上経過し、サステナビリティ情報開示に関する官民双方の取り組みに世界的な機運が高まっている。IOSCO の活動目的は、投資家の進化する情報ニーズ及び、市場がサステナビリティに関連するリスクと機会を評価し、資本配分をサポートすることを支援することである。

IOSCO の重要な活動の一つとして、国際会計基準（IFRS）財団が行っている、投資家のニーズを満たすための共通のグローバルなサステナビリティ報告基準の開発及び、各法域がサステナビリティに関する開示要件を設定又は実施する上で考慮すべきベースラインの設定への関与がある。IFRS は、国際会計基準審議会（IASB）と並び、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を目指しており、本報告書では、ISSB に対する IOSCO のビジョンと期待について詳しく説明している。先日、G7 財務大臣及び中央銀行総裁は、「頑健なガバナンス及び公的監視の下、TCFD の枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎としたベースラインとなる基準」を策定するという IFRS 財団の作業プログラムを歓迎した。

IOSCO は、企業のサステナビリティ報告の指針として、国境を越えて、あるいは国内で使用するために、ISSB が策定する将来の基準について、承認を検討する予定である。そのためには、強力なガバナンス及び意思決定に有用なコンテンツに関する IOSCO の期待を満たすことが必要である。

IOSCO は、国際的な基準を採用、適用、又はその他の方法で利用するための国内の取り決めが、個々の法域によって異なることを認識している¹。個々の法域は、法域を超えて、一貫性、比較可能性、及び信頼性のあるサステナビリティの開示を促進し、個々の法域の取り決めや、より広範な法律及び法的枠組みの中で、共通のグローバルな基準のベースラインを採用、適用又はその他の方法で利用することを検討することが重要である。また、国際的な基準は、国や地域、企業のコミュニティによって異なるニーズ、プロファイル、リソースを考慮し、柔軟かつ拡張性のある方法で適用されることが重要となる。

IOSCO の議長であり、香港証券先物委員会（SFC）長官である Ashley Alder は、次のように述べている。

「サステナビリティ情報を含めた、完全でタイムリーかつ包括的な企業報告は、市場が適切に機能し、投資

¹ IOSCO は、一部の国・地域では、開示要求を採用するための国内の取組みが、より加速したタイムフレームで進められる可能性があることを認識している。

家を保護するための絶対的な基盤となる。本報告書は、IFRS 財団の下で、投資家に焦点を当てたサステナビリティ基準のグローバルなベースラインを構築し、サステナビリティ報告のグローバルな一貫性、比較可能性及び信頼性を向上させるという IOSCO のビジョンを示している。ISSB は、強力なガバナンス、明白な独立性及び厳格なデュープロセスを確立することが不可欠である。ISSB が計画している“気候優先”のアプローチは適切であり、他の ESG トピックに関する情報を求める投資家のニーズに応えるため、ISSB が迅速に行動することを期待している。」

IOSCO サステナブルファイナンス・タスクフォースの議長であり、スウェーデン金融監督庁長官である Erik Thedéen は、次のように述べている。

「IOSCO は、2021 年 11 月までの ISSB の設計と設立に向けた IFRS 財団評議員会の技術的準備作業に密接に関与し、監視している。IOSCO の期待が満たされれば、IOSCO は、ISSB のサステナビリティ基準が一貫性、比較可能性及び信頼性のあるサステナビリティ報告のためのグローバルなベースラインであると認識し、関連当局がサステナビリティ関連の開示を義務化するアプローチにおいて、ISSB の基準を考慮するよう奨励することを検討する。IOSCO による ISSB の潜在的な承認についての見解を形成するために、今後数ヶ月間の技術的専門家グループの作業を楽しみにしている。また、機関投資家のサステナビリティ開示と ESG 格付及びデータ提供者に関する補完的な IOSCO 市中協議文書公表を予定している。」

本報告書の主要なメッセージは、添付のファクトシートに記載されている。

ファクトシート

本報告書は、2021年2月の代表理事会のプレスリリースで示された、企業のサステナビリティ開示の改善に向けたIOSCOのビジョンの3つの重要な要素に焦点を当てている。

強固なガバナンス基盤を持つISSBの設立

- ISSBは、企業価値創造に焦点を当てた投資家志向のサステナビリティ開示基準をグローバルに提供できる可能性がある。この基準は、各国の法域がサステナビリティ開示要求を設定・実施する際、国内の法的枠組みと適切に整合するように考慮することができる。
- ISSBは、国際的な基準設定主体をサポートするための重要なガバナンスの特性を有した、IFRS財団の3層構造のガバナンス構造の恩恵を受けることができる。これには、IOSCOが議長を務めるモニタリングボードに代表される資本市場当局に対するIFRS財団評議員の公的説明責任、基準設定主体の技術的能力と独立性、厳格で透明性が高く、包括的で参加型のデュープロセスなどが含まれる。
- IOSCOは、IFRS財団評議員会がISSBを設置し、国際基準の潜在的なフレームワークを開発するためのIFRS財団定款の改正案について、IFRS財団評議員会と協議している。本報告書は、ISSB構想の成功に不可欠なガバナンスの特徴とステークホルダーの参画の仕組みについて、IFRS財団に意見を提供するものである。
- 2021年3月のIOSCOのプレスリリースで発表されたように、IOSCOはIFRS財団と連携するための技術的専門家グループ（TEG）を設立した。TEGは、評議員会が作業の一環として策定しているISSBへの技術的提言を評価する作業を開始し、ISSBの将来の基準の基礎となる目的への適合性を評価する。TEGの作業では、デュープロセスやステークホルダーへの働きかけ、さらには、財務諸表との接続性、監査と保証、ISSBの将来のデジタル化戦略といった事項も検討している。
- ISSB設立後は、TEGは、ISSBの基準に対するIOSCOの承認について、IOSCOの見解を伝達することになる。

既存枠組みの活用

- IOSCOは、ISSBが企業価値に焦点を当てた投資家志向の基準を開発するため、気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）の提言を含めた、既存のサステナビリティ関連の報告原則やフレームワーク、ガイダンスの内容を活用することを引き続き奨励する。
- IOSCOは、ISSBがまず気候関連事項に関する一貫性のある比較可能な情報を求める投資家の緊急のニーズに応えるべきであり、その後、他の環境・社会・ガバナンス（ESG）のトピックに対応する基準の開発を、定められたスケジュールで迅速に進めるべきであるとの見解を維持している。IOSCOは、IFRS財団評議員会に対して、迅速な進展と、高品質な結果を保証する厳格なデュープロセスを適用するよう、引き続き働きかけていく。
- IFRS財団評議員会は、新しいISSBが基準の開発を開始するための技術的提言を行うため、専門家による技術的準備作業部会（TWG）を設置した。TWGは、2020年12月に主要なサステナビリティ報告組織のアライアンスが公表した気候関連財務開示基準のプロトタイプを開発しており、TCFDの提言をその基盤としている。また、TWGは、プロトタイプが他のESGトピックへの拡大に対応する方法についても提言を行う予定である。IOSCOのTEGは、TWGにオブザーバーとして参加している。

- 本報告書は、IOSCO の TEG が TWG に伝えたプロトタイプの推奨される改善点を示しており、具体的には、(i) 産業・セクターレベルを含めた定量的指標のさらなる開発、(ii) 将来を見据えた指標とシナリオ分析手法の明確化、(iii) サステナビリティ報告と財務諸表を結びつける概念フレームワークの強化を提案している。

ビルディングブロックアプローチの推奨

- IOSCO は、IFRS 財団評議員会に対して、一部の法域が ISSB のベースラインを超えて設定しうる補完的な報告要件との相互運用性のための柔軟性を促進する方法も検討するよう推奨する。このような補完的な報告要件は、例えば、より広範な「インサイド・アウト」のサステナビリティの影響を捉えようとするものである。各法域は、義務的な報告要件を設定又は実施する上で、将来のグローバルなサステナビリティ基準に基づいて検討することができる。
- 本報告書は、IFRS 財団によるビルディングブロックアプローチの実践的な提供を支援するため、IFRS 財団の組織内にマルチステークホルダー専門家協議委員会を設置するよう推奨した IOSCO の提言を説明している。TWG と並行して、IFRS 財団評議員会は、このような内容の委員会の設立を検討している。

今後の作業

IOSCO は、IFRS 財団評議員が 2021 年 11 月までの ISSB の設立に向けて技術的な準備を続けている中、IFRS 財団評議員への関与を継続すると共に、他のステークホルダーにも関与する。これは、企業のサステナビリティの財務開示に関する IOSCO STF の次のステップにおいて、重要な検討事項である。

IOSCO の次のステップ作業は、(i) サステナビリティ開示に対する証券監督当局による監督、(ii) サステナビリティ開示のための監査・保証のフレームワークと関連基準の開発を含む。

(Note to the Editor は省略)

(以上)